

NIIMI
FUKKO
KIKIN
にいま復興基金



「にいま復興基金」

令和元年9月豪雨災害により被害をうけた新見の
復興活動・地域活性化活動に対する支援基金

第1次助成 募集要項

この助成事業は、災害からの復興と地域の活性化のために設置された「にいま復興基金」への寄付を原資に実施されています。寄付が原資の助成であることを踏まえ、被災地のニーズをとらえた活動を対象としています。

◆目的

令和元年9月に発生した豪雨災害により被害を受けた新見市における県内団体（支部含む）等の復興及び地域活性化活動に対する助成を行う。

◆対象となる事業

令和元年9月に発生した豪雨災害により被害を受けた新見市における県内団体（支部含む）等が実施する、復興及び地域活性化に対する活動。

※地域活性化の事業は、災害により影響を受けた新見を元気づける、盛り上げるための取り組みであり、災害復興と直接関係のない事業も対象となります。

- ・令和元年9月豪雨による新見の災害復旧・復興に関わる事業
- ・新見の地域活性化につながる事業

◆対象となる経費(および対象外の経費)

- ・人件費も含めて活動実施に必要な経費はすべて対象となります。
(ただし株式会社等の人件費は対象となりません。事業実施に最低限の必要経費のみ対象。また NPO であっても事業実施に直接必要な人件費のみが対象となります。)
- ・交通費は対象経費となりますが、県外から活動に来るための交通費は、特別な場合以外は認められません。
- ・活動終了後、団体の資産計上につながる費用(備品等)については事前に相談ください。
- ・拠点整備を目的とした事業は対象となりません。ただしDIYなどの簡易工事の資材費は対象となる場合もありますので事前にご相談ください。

◆対象団体、助成金額

【対象団体】岡山県内に事務所(支部を含む)を置き、応募条件(下記参照)を満たすNPO法人、社会福祉法人、任意団体など(法人格の有無は問わないが、規約等があり、団体情報が開示されていること)

【助成金額】10～20万円程度

※原則として1団体で1事業の申請となります。

※特別の理由がある場合は、上記金額以上の申請も可能。ただし事前に算出根拠を明らかにし、相談してください。

◆選考方法

選考委員会において、書類選考(必要に応じてヒアリングを実施することがある。)

《選考の視点》

- ・(必要性) 新見のニーズを反映したものか、またニーズ把握ができているか
- ・(事業効果) 助成事業の実施が被災地支援や活性化に効果的なものかどうか
- ・(実行力) 実施体制がととのっているか、実施に対して強い思いがあるか
- ・(資金管理) 寄付が原資の基金が適正に活用されるか、金額が妥当か

◆助成募集期間

募集期間：2019年11月15日(金)～2019年11月28日(木) 17時まで ※必着

・下記事務局までメール、郵送、FAXのいずれかの方法により提出のこと。

※事業の実施期間は原則として2019年12月1日～2020年4月30日までとする。

◆応募条件

- ①岡山県内に事務所（支部含む）をおく団体
- ②団体の情報公開を促進していく趣旨から、日本財団公益コミュニティサイトCANPANに登録し情報公開すること（★3以上の情報公開）に同意し、実施していただける団体（または、すでにCANPANへの登録・情報公開を行っている団体・申請時の公開有無は問わない。）
※ただし団体の体制や実行力は審査の対象となるため、CANPAN登録もなくHP等がない場合は、団体概要が分かる資料を事前提出すること
- ③助成実施後に活動報告の提出と公開への同意をいただける団体

◆事務局及び申請先

公益財団法人 みんなでつくる財団おかやま 「にいみ復興基金 事務局」

〒700-0026 岡山県岡山市北区奉還町3丁目15-8 奉還町第一ビル第11号

TEL:086-239-0329 FAX:086-899-6329

E-Mail info@mintuku.jp URL <http://www.mintuku.jp/>

申請にあたっては、Q&A を必ず確認のこと

◆Q&A

Q. 助成金の支払時期は？ 報告書への領収書の添付は必須ですか？

A. 助成決定後、予算書の合意を行い、助成金を支払いします（一部支払いの場合もあり）。

原則として、報告書には領収書の写しなど支払根拠が分かるものを添付の必要があります。事業の内容によっては領収書の添付が必要ない場合もありますが、提出を求めない領収書も団体で保管ください。

Q. 人件費は対象となりますか？

A. 事業実施に必要な経費は人件費も含めて対象となります。

ただし株式会社など営利活動を行っている団体は、営利を目的としない活動であっても人件費は対象となりません。活動に必要な最低限の経費のみ対象となります。

また NPO であっても、人件費は一般的に無報酬で行っている事業や、従前は無報酬で行っている事業の人件費は対象となりません。

Q. 対象とならない経費にはどのようなものがありますか？

A. 拠点整備を目的とした事業は、DIY などの簡単な工事の資材以外は対象となりません。

その他、事業終了後に団体の資産計上されるような備品の購入については対象となりません。ただしその意義が明確である場合や、助成期間後も災害復興支援に活用されることが明確である場合には対象となります。

※対象経費や事業内容については事前にご相談いただくことがのぞましいです※

申請から事業実施までの流れ
(タイムフローチャート)

| 流れ | 詳細スケジュール |
|-----------------|---|
| 申請募集 (申請書提出) | 応募締切日時までに メール、郵送、FAX のいずれかで提出 |
| ▼ | |
| 受付 | 申請書受付後、事務局から メールおよび電話にて連絡 |
| ▼ | |
| 審査 | 必要に応じてヒアリングを行います。 審査は 12 月 1 日開催予定 |
| ▼ | |
| 採択通知 | 12 月中旬 ※全団体に郵送、採択団体には必要に応じて電話連絡 |
| ▼ | |
| 事業実施 | 2020 年 4 月 30 日までに申請した事業を実施 (延長や延期がある場合は事前に事務局に相談ください) |
| ▼ | |
| 活動内容 途中経過報告 | SNS などでの寄付者に対する報告 (継続事業は、みんつくへ最低 1 か月に一度は報告) |
| ▼ | |
| 報告書提出 | 提出期限:事業終了後概ね1ヶ月以内 |
| ▼ | |
| 寄付者への報告 | 事業をまとめて、随時事務局から実施 |

※助成金の支払いは口座振替になります。
事前支払いが必要な場合は、事務局と協議ください。

目的の変更は認められませんが、事業内容(内容・費目等)が
変更の場合にも事務局にご相談ください。